

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

取引先を通じてサプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注者と受注者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、受注事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど受注事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、発注事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

受注者への支払い代金は、当社の受取代金の現金化状況を考慮して可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

#### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインに基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡あるいは相場より著しく安い低額譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、受注事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、受注事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2022 年 8 月 10 日